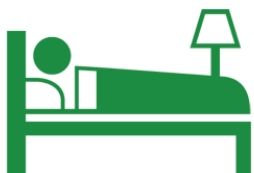


## 困ったときのために

### 在宅医療を利用できる方（例）

通院が困難。  
例えば・・・



難病などで  
療養が必要



末期がんなどで  
家で看取りたい



医療的ケアが必要

### 医師による在宅医療

#### 訪問診療

計画的・定期的に、患者さんのご自宅などに医師が訪問し、診療を行います。

#### 往診

急変の際などに、不定期に、患者さんのご自宅等に医師が訪問し、診療を行います。

かかりつけ医等は、ご本人の状態に応じ、適切なサービスを受けられるよう、指示を行います。

## 在宅医療の基礎知識

### 在宅医療で受けられる主なサービス

かかりつけ医等が自宅などでの療養が必要だと判断した時に、以下のサービスを受けられます。

訪問診療	通院が困難な方のご自宅に医師が訪問し、診療を行います。
訪問歯科診療・ 訪問歯科衛生指導	通院が困難な方のご自宅に歯科医師・歯科衛生士が訪問し、歯の治療や入れ歯の調整、口腔健康管理や飲み込みの評価等を行います。
訪問看護*	住み慣れたご自宅で療養生活を送れるよう、医師との連携のもと看護師等がご自宅に訪問し、処置や療養上の世話をを行います。
訪問薬剤管理*	通院が困難な方のご自宅に薬剤師が訪問し、薬の飲み方や飲み合わせ等の確認・管理・説明等を行います。
訪問によるリハビリテーション*	通院が困難な方のご自宅に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上のため、排泄の訓練や家屋の適切な改造等の指導などを行います。
訪問栄養食事指導*	管理栄養士がご自宅に訪問し、病状や食事の状況、栄養状態や生活の習慣に適した食事等の栄養管理の指導を行います。

\* 医師の指示のもと実施

第5回全国在宅医療会議	資料
平成31年2月27日	1-2

第7回全国在宅医療会議WG	資料
平成30年9月26日	2-2 改変

## 在宅医療をご存じですか？



編集：○○○○○

# 通院が難しくなったときや、退院後、自宅など※で医療を提供します。

困った時のために、前もってかかりつけの医師やケアマネジャーと相談しあって、色々な選択肢を見つけておきませんか？

★ 介護サービスの利用についてもいまから調べておきましょう！

- 要介護認定の申請場所は△△△
- ●●●地域包括支援センター
- 介護サービスの内容

## 病院 診療所

ケース  
1

病状が進むなどで入院し、退院後に自宅などでの在宅医療へ

ケース  
2

通院が困難となり、通院から自宅などでの在宅医療へ

## 在宅医療

～ 自宅などで受ける医療 ～

※ 例えば、年齢・疾患・病状によって、自宅のほか高齢者住宅等のお住まいで、医療を受けることも可能。

在宅医療では

医師との連携のもと、

それぞれの専門知識をもつ医療職が自宅などのお住まいを訪問し専門的なサービスを提供しています。

訪問診療

医師

指示

看護師

訪問看護

理学療法士  
作業療法士  
言語聴覚士

訪問によるリハビリテーション

管理栄養士

訪問栄養食事指導

訪問歯科診療

歯科医師  
歯科衛生士

訪問薬剤管理

薬剤師



※地域によって受けられるサービスが異なる場合がありますので、ケアマネジャー等とも相談しましょう。各サービスの内容は、裏面をご参照ください。